

## 徳島県持続可能な地域力創造支援費補助金交付要綱

### (補助金の交付)

第1条 知事は、県内において人口減少・少子高齢化が進行し、集落の機能が低下することが懸念される中、持続可能な地域社会を実現するため、地方公共団体以外の県内の団体（以下「地域運営組織等」という。）が行う地域の活力維持や集落再生に関する取組に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付を申請することができる者は、主体的に地域の課題解決に取り組む地域運営組織等（住民団体、特定非営利活動法人及び企業等を含む。）であって、次に掲げる要件を全て満たす団体（別表1に規定する「連携団体」に該当するものを除く。）とする。

- (1) 団体の構成員（18歳以上）が3名以上であること。
- (2) 事務処理担当者を置いていること。
- (3) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (4) 徳島県暴力団排除条例（平成22年徳島県条例第40号）第2条第3号に規定する暴力団員等ではないこと。

### (補助対象等)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率等は、別表第1に掲げるとおりとする。

### (補助金交付申請書等)

第4条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

- 2 規則第3条の知事が定める書類は、別表第2に掲げるとおりとする。
- 3 規則第3条の知事が定める期日は、知事が別に定める。

### (補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条第1項各号に掲げる事項及び規則第15条の2に規定する事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

### (軽微な変更)

第6条 規則第5条第1項第1号の知事の定める軽微な変更は、補助事業に要する経費配分のうち、対象経費相互間において、それぞれ経費の配分額の20パーセントを超えない経費の配分の変更とする。

- 2 規則第5条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、補助金額に変更のないもので、補助事業の目的を損なわない事業計画の細部の変更とする。

### (変更の承認の申請等)

第7条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、その理由を記載した書類(様式第7号)及び変更収支予算(決算)書(様式第8号)を添付しなければならない。
- 3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助

事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 規則第9条の規定による知事への報告をしようとする者は、補助事業遂行状況報告書(様式第9号)を作成し、知事が定める日までに提出しなければならない。

(実績報告書等)

第9条 規則第11条の実績報告書は、様式第10号による。

2 規則第11条の知事の定める書類は、別表第3に掲げるとおりとする。

3 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までにしなければならない。

(補助金の請求)

第10条 規則第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書(様式第13号)に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第11条 知事は、前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払)

第12条 知事は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、補助事業者に対し、概算払により交付することがある。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、第10条の補助金請求書に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(決定の取消等)

第13条 知事は、補助事業者が規則第14条に規定する事項のほか、次の各号に該当すると認められたときは、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消すことがある。

(1) 不正手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助事業を実施せず、実施しようという意思が認められないとき。

(3) 補助事業を完了する見込みがなくなったとき。

(4) 補助事業の実施において、著しく社会的妥当性を欠く行為があったと認められるとき。

(5) その他この要綱の定めに違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 知事は、補助事業者が規則第15条に規定する事項のほか、補助事業が中止されることとなった場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(報告及び調査)

第15条 知事は、補助事業に関して、必要に応じて報告を求め、調査を行うことができる。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

別表第1(第3条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助率等
<p>地域運営組織等が行う地域の活力維持や集落再生に資する事業</p>	<p>1 補助対象事業に直接必要となる次の経費(消費税及び地方消費税の額を除く。)を補助対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 報償費</li> <li>(2) 旅費</li> <li>(3) 需用費(消耗品費、印刷製本費)</li> <li>(4) 役務費(保険料、通信運搬費、広告料、筆耕翻訳料)</li> <li>(5) 委託料</li> <li>(6) 使用料及び賃借料</li> </ul> <p>2 次の経費については、補助対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 活動に従事する者の人件費。 ただし、事業を推進するために真に必要な人件費のみは対象とするが、地域運営組織等の団体運営のための人件費は対象外とする。</li> <li>(2) 地域運営組織等の運営費(家賃、光熱水費等)</li> <li>(3) 印紙</li> <li>(4) 振込手数料、代引手数料、送金手数料及びその他の手数料</li> <li>(5) 事業実施主体の構成員及び学生団体等を除く事業参加者の交通費及び宿泊費</li> <li>(6) 食糧費</li> <li>(7) 備品(事業完了後も引き続き利用できる事務機器等の物品)</li> <li>(8) 個人給付的な経費(抽選会の景品や参加賞等)</li> </ul>	<p>1 補助率 対象経費の1/2以内</p> <p>2 補助額の上限 20万円。ただし、連携団体(大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校の学生等3人以上で構成する団体又は企業の3人以上で構成する団体をいう。)と協働する場合は50万円。</p>

(注)補助対象となることが明確でない経費については、必ず事前に確認すること。

別表第2(第4条関係)

知事の定める書類
1 事業計画書(様式第2号)
2 団体概要書(様式第3号)
3 収支予算書(様式第4号)
4 誓約書(様式第5号)
5 申請者の概要が分かる書類(規約、定款、組織図等)
6 事業の実施地域を示した地図
7 その他知事が必要と認める書類

別表第3(第9条関係)

知事の定める書類
1 実績報告書(様式第10号)
2 事業報告書(様式第11号)
3 収支決算書(様式第12号)
4 対象経費の支払いが確認できる書類(領収書写し等)
5 事業実施が確認できる書類(状況写真、対象経費で作成した広報物等)
6 その他知事が必要と認める書類

<様式一覧>

- 第1号 交付申請書
- 第2号 事業計画書
- 第3号 団体概要書
- 第4号 収支予算書
- 第5号 誓約書
- 第6号 変更（中止・廃止）承認申請書
- 第7号 変更（中止・廃止）事業計画書
- 第8号 変更収支予算（決算）書
- 第9号 補助事業遂行状況報告書
- 第10号 実績報告書
- 第11号 事業報告書
- 第12号 収支決算書
- 第13号 補助金請求書

徳島県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者職氏名

## 交 付 申 請 書

補助金の交付を受けたいので、徳島県補助金交付規則第3条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助事業名  
令和 年度 徳島県持続可能な地域力創造支援事業

2 補助金申請額 金 円

3 補助事業完了予定年月日

4 関係書類  
(1) 事業計画書（様式第2号）  
(2) 団体概要書（様式第3号）  
(3) 収支予算書（様式第4号）  
(4) 誓約書（様式第5号）  
(5) 申請者の概要が分かる書類（規約、定款、組織図等）  
(6) 事業の実施地域を示した地図  
(7) その他知事が必要と認める書類

5 担当者の氏名、連絡先  
氏名

連絡先

事業計画書

【団体名： \_\_\_\_\_】

活動名	
事業実施場所	集落名、地域名等（市町村名） （戸数：〇〇戸、人口：〇〇人、その他(高齢化率等)：〇〇）
連携団体との協働の有無	・該当する方に <input checked="" type="checkbox"/> をお願いします。 <input type="checkbox"/> 学生団体と協働する <input type="checkbox"/> 企業と協働する <input type="checkbox"/> 連携団体との協働はしない
事業費	
目的	・事業の対象地域の課題及び活動の目的を記入してください。
事業計画	・だれと（氏名・団体名等）＜重要＞ ・何を ・活動時期、回数 ・どのように ・取組の工夫・アピールポイント＜重要＞
連携団体と協働する理由	・連携団体名 ・協働する理由
その他	・次年度以降の活動の展望を記載してください

※参考となる資料があれば、併せて添付してください。

## 団 体 概 要 書

団体名			
代表者名			
所在地	(〒                    )		
連絡先	TEL		FAX
	E-mail		
設立年月日			
組織形態	※各種団体、NPO法人、集落等		
団体等の 概要及び特徴	※グループの概要や特徴（どんな人たちで、どのように構成されているか等）を記入してください。		
	※3名以上の氏名を記入してください。（ただし、18歳以上）		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役職等がありましたら記入してください。</li> <li>・備考欄に会計担当、事務担当を記入してください。</li> </ul>		
	氏 名	役 職	備 考
※連携団体と連携・協働する場合は、連携する団体等の名称、構成員の氏名等を記入してください。			
連携団体 名称			
	学生団体の場合（責任者名：                    ）		
氏 名	学校・企業名	備 考	
事業担当者 (事業主体)	氏 名		
	住 所		
	TEL		
	E-mail		
事業担当者 (連携団体)	氏 名		
	TEL		
	E-mail		

※事業主体の定款や規約等の組織概要がわかる資料を添付してください。  
 ※連携団体と連携・協働する場合は、その団体の概要や活動状況が分かる資料を添付してください。  
 ※必要に応じて参考となる資料を添付してください。

様式第4号（第4条関係）

## 収 支 予 算 書

【 収 入 】

（単位：円）

区 分	予 算 額	内 訳
県補助金		
自己資金		
そ の 他		
計		

【 支 出 】

（単位：円）

区 分	予 算 額	内 訳
補 助 対 象 経 費		
	小計	
補 助 対 象 外 経 費		
	小計	
計		

様式第5号（第4条関係）

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者名

誓 約 書

当該団体及び構成員、関係団体（連携団体を含む。）については、次の項目にすべて該当することを誓約します。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 著しく特定の個人又は団体の利益を図る活動を実施している者でないこと。
- 3 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- 4 暴力団でないこと及び暴力団等の反社会勢力又は反社会的勢力との関係を有する者でないこと。

担当者名

（連絡先）

徳島県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者名

変更（中止・廃止）承認申請書

補助事業 { 〓に要する経費の配分の変更〓  
〓の内容の変更〓 } の承認を受けたいので、徳島県持続可能な地域力  
〓の中止（廃止）〓

創造支援費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助事業名 令和 年度 徳島県持続可能な地域力創造支援事業

2 補助金の交付指令番号

令和 年 月 日付徳島県指令 第 号

3 関係書類

(1) 変更（中止・廃止）事業計画書（様式第7号）

(2) 変更収支予算（決算）書（変更、中止の場合）（様式第8号）

(3) その他知事が必要と認める書類

4 担当者の氏名、連絡先

氏名

連絡先

様式第7号（第7条関係）

## 変更（中止・廃止）事業計画書

1 事業変更（中止・廃止）の理由

2 事業変更の内容

変更収支予算（決算）書

【 収 入 】

（単位：円）

区 分	変更前予算額	変更後予算額	備 考
計			

【 収 入 】

（単位：円）

区 分	変更前予算額	変更後予算額	備 考
補助対象経費			
	小計		
補助対象外経費			
	小計		
計			

（注）「備考」欄には、詳細な内訳を記入すること。なお、別様式での提出も可能とする。

徳島県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者名

補助事業遂行状況報告書

補助事業の遂行の状況について、徳島県持続可能な地域力創造支援費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 補助事業名  
令和 年度 徳島県持続可能な地域力創造支援事業事業
- 2 補助金の交付の指令番号  
令和 年 月 日付徳島県指令 第 号
- 3 基準日  
令和 年 月 日現在

4 補助事業の遂行状況

補助金 交付決定 通知年月日	補助金 交付決定 通知額 円	概算 受領 年月日	概算 受領 金額 円	補助事業に 要する 経費 円	左のう ち 支出済 額 円

- 5 関係書類  
(1) 補助事業の遂行の状況等が分かる書類  
(2) その他知事が必要と認める書類

担当名 (連絡先 )

徳島県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者名

## 実 績 報 告 書

補助事業が完了したので、徳島県補助金交付規則第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 補助事業名 令和 年度 徳島県持続可能な地域力創造支援事業
- 2 補助事業完了年月日
- 3 関係書類
  - (1) 実績報告書（様式第10号）
  - (2) 事業報告書（様式第11号）
  - (3) 収支決算書（様式第12号）
  - (4) 対象経費の支払いが確認できる書類（領収書の写し等）
  - (5) 事業実施が確認できる書類（状況写真、対象経費で作成した広報物等）
  - (6) その他知事が必要と認める書類
- 4 担当者の氏名、連絡先  
氏名  
  
連絡先

事 業 報 告 書

【団体名：

】

活動名	
事業費	
事業の 実施内容	※事業の具体的な実施内容がわかるよう、詳細に記載してください。
事業の 成果	※事業計画に対する成果や事業実施段階における課題等について記載してください。
今後の 活動内容	※次年度以降の活動内容について記載してください。

※参考となる資料があれば、併せて添付してください。

収 支 決 算 書

【 収 入 】

（単位：円）

区 分	予 算 額	決 算 額	決 算 額 内 訳	備 考
県補助金				
自己資金				
そ の 他				
計				

【 支 出 】

（単位：円）

区 分	予 算 額	決 算 額	決 算 額 内 訳	備 考
補助対象経費				
	補助対象経費小計			
補助対象外経費				
	補助対象外経費小計			
計				

※補助金の交付対象経費に係る領収書を添付してください。

